

## 5 千葉市学校給食センター設置管理条例

昭和42年7月10日  
条例第37号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、本市は、千葉市学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉市新港学校給食センター	千葉市美浜区新港62番地
千葉市こてはし学校給食センター	千葉市花見川区三角町782番地
千葉市若葉学校給食センター	千葉市美浜区若葉2丁目8番地
千葉市大宮学校給食センター	千葉市若葉区大宮町1068番地2

(昭和54条例35・昭和57条例39・平成3条例49・平成17条例24・一部改正)

(事業)

第3条 給食センターは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、千葉市立小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事業を行う。

(運営委員会)

第4条 給食センターの運営に関する事項について審議するため、千葉市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第5条 運営委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委嘱又は任命)

第6条 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職員)

第8条 給食センターに必要な職員を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して3月以内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成17条例24・旧附則・一部改正)

2 当分の間、千葉市こてはし学校給食センターは、休止する。

(平成17条例24・追加、平成22条例92・一部改正)

(昭和42年教委規則第2号で昭和42年7月10日から施行)

附 則(昭和54年6月20日条例第35号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月22日条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第42号で昭和57年11月1日から施行)

附 則(平成3年12月13日条例第49号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第24号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月8日条例第92号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。